

エッコロたすけあい制度規約の細則11条に示す別表

A. 生活保障

	項目	事象	保障内容/金額	ケア内容	給付金の受取人	限度	補足	支払い請求に必要な提出書類
生活保障	①加入者本人または家族の入院・在宅療養時のケア	加入者本人または家族が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときに、エッコロ加入者にケアしてもらったとき	ケア金600円/回(1時間まで) 1ケアで連続3回(時間)まで使用可	・入退院・通院時の準備・付き添い ・家族の世話などの家事援助(ex: 家事全般、子どもの見守り) ※子どもの見守りは小6以下	ケア者	①～⑦合わせて年間限度額18,000円(30回) ※4月～翌年3月分	・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請	A-1
	②加入者本人の出産前後のケア	加入者本人が出産前後の療養中に、エッコロ加入者にケアしてもらったとき		・入退院・通院時の準備・付き添い ・家族の世話などの家事援助(ex: 家事全般、子どもの見守り) ※子どもの見守りは小6以下	ケア者		・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請 ・ケア期間は、出産前(妊娠)から子ども1歳未満まで	A-1
	③障がいを持つ加入者本人へのケア、障がいを持つ家族や介護を必要とする家族を持つ加入者本人へのケア(リフレッシュ含む)	障がいを持つ加入者本人、障がいを持つ家族や介護を必要とする家族を持つ加入者本人が、エッコロ加入者にケアしてもらったとき		・加入者本人及び家族へのケア中の家事援助(ex: 家事全般、子どもの見守り) ・加入者本人のリフレッシュの際の家族の見守り(ex: 美容院、映画鑑賞、散歩)	ケア者		・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請	A-1
	④高齢の加入者本人へのサポートケア	高齢の加入者本人(65歳以上)が、エッコロ加入者にケアしてもらったとき		・加入者本人の家事援助(ex: 家事全般、子どもの見守り) * 子どもの見守りは小6以下 ・共同購入の申し込みサポートを含む 例) カタログやチラシを読んでもらう、注文用紙に記入してもらう、インターネット注文をしてもらう、注文の仕方を説明してもらう	ケア者		・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請	A-1
	⑤子育て中の加入者本人へのケア(リフレッシュ含む)	子育て中(小6以下)の加入者本人が、エッコロ加入者にケアしてもらったとき		・加入者本人の子どもへのケア中の家事援助(ex: 家事全般、子どもの見守り) ・加入者本人のリフレッシュ(ex: 買い物、美容院、映画鑑賞、散歩)の際の子供の見守り ※子どもの見守りは小6以下	ケア者		・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請	A-1
	⑥加入者本人への災害時ケア	加入者本人の居住する住宅が災害にあい、エッコロ加入者にケアしてもらったとき		・後片付け、家事援助、託児 ※託児は小6以下	ケア者		・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請 ・加入者の居住する住宅に限る	A-1
	⑦葬儀や学校行事に伴うケア	加入者本人が葬儀や学校行事(保育園・幼稚園含む)に参加するため、エッコロ加入者にケアしてもらったとき		・加入者本人の葬儀や学校行事参加時の家事援助(ex: 家事全般、子どもの見守り) ※子どもの見守りは小6以下	ケア者		・ケア期間は、事由発生後2週間 ・葬儀に関する家族の範囲は、同居する家族、または別居の3親等以内の親族 ・葬儀や行事そのものの手伝いは保障対象外 ・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請	A-1

A. 生活保障

生活保障	項目	事象	保障内容/金額	ケア内容	給付金の受取人	限度	補足	支払い請求に必要な提出書類
	⑧ 日常の困りごと(①～⑦の項目以外)	加入者本人が①～⑦の項目以外の日常の困りごとを、エコロ加入者にケアしてもらったとき	ケア金600円/回(1時間まで) 1ケアで連続3回(時間)まで使用可	・加入者本人が①～⑦の項目以外のケアを受ける時 ・留守や緊急の場合における①～⑦のケア内容以外の日常の困りごと(ex: ペットの世話、庭木の水やり、引越しの手伝い)	ケア者	年間限度額3,000円(5回) ※4月～翌年3月分	・共同購入預かり配達ケアは共同購入保障で申請	A-1
	⑨ 節目祝	・加入者本人の出産時 ・加入者本人の子の入園・入学時(小学校入学まで) ・加入者本人が誕生日を迎えた時(10歳単位)	福祉たすけあい委員会が選定した1,000円相当の消費材		加入者本人		・自己申請に限る ・事由発生時にエコロに加入していることが条件 ・出産祝の申請期限は1歳の誕生日の前日まで ・入園・入学・誕生日祝の申請期限は事由発生日から1年以内	A-2
	⑩ 健康推進	加入者本人が健康診断・がん検診を受けた時 ※健康保険適用の場合は対象外	自己負担金に対して上限500円の実費補助		加入者本人		・年1回のみ ・4月～翌年3月分 ※年度の申請期限は5/31まで	A-2 ※医療機関発行の領収書・レシート等の支払金額の証明書類(コピー可)を添付

B. 組合員活動保障

活動保障	項目	事象	保障内容/金額	ケア内容	給付金の受取人	限度	補足	支払い請求に必要な提出書類
	①組合員活動を支えるためのケア	加入者本人の組合員活動時にエコロ加入者に託児等のケアをしてもらったとき ※委員会活動に限り、幼稚園・保育園の延長保育も対象 ※委員本人が活動時間を調整できない会議、および委員会主催で一斉に行う企画等	ケア金600円/回(1時間まで) 1ケアで連続3回(時間)まで使用可 延長保育は実費を補助	・託児(小6以下) ・子ども・高齢者等の家族の世話(ex:見守り、送迎など) ・家事援助	ケア者		・兄弟の託児は1ケア ・障がいを持っている人が活動(委員会活動・学習会活動等)に参加するときの付き添いも含む ・消費材受取時、班会は含まず ・共同購入配達ケアは共同購入保障で申請	B-1 ※延長保育の申請の場合は、活動を証明できる委員長のサインと領収書の添付が必要
	②組合員活動のため車を乗り合わせてきたときのケア	加入者本人が組合員活動に参加するため、エコロ加入者と車で一緒に乗り合わせてきたとき	ケア金片道200円	・組合員活動の際、自宅と会場間を車で乗り合わせてきたときの送迎 ※申請書に主催者の名前、会議名、企画名、会場名を記入	ケア者		・家族間の乗り合わせは対象外 ・複数の乗り合わせの場合は、代表で1人が申請し1ケアと扱う ・単協及び支部主催の会議・企画が対象 ・エコロサークル主催企画は対象外 ・車両事故時の保障は車の保険を使用となります	B-2
	③活動中の私物の破損・盗難	組合員活動中に加入者本人の私物の破損・盗難が発生したとき	修理・買い替え費用実費		加入者本人	単年度通算50,000円限度 ※4月～翌年3月分	・消費材受取時は対象外 ・その他の保険・共済などを使用の場合は対象外 ※活動を証明できる主催者のサインが必要 ※盗難は警察署の盗難番号必要	B-3
	④集団託児	加入者本人が組合員活動時に集団託児を利用したとき	ケア金ケア者1人につき2時間まで1,200円、3時間まで1,800円+交通費 ※ケア者が会場到着後に託児がキャンセルされた場合は600円をケア金として保障 コーディネータ料300円/回 ※ケア者の決定後のキャンセル時も保障	・託児グループに登録したケア者による託児 ・対象年齢は生後6か月以上、小2以下	ケア者 コーディネーター		・単協や支部で事前に認められた活動が対象 ・エコロ未加入者が託児当日に加入した場合も可 ※但し、事前の託児予約が必要 ・主たる保護者である場合、孫は子どもに準じるものとします ※託児ケア者が申請	B-4

C. 共同購入保障

共同購入保障	項目	事象	保障内容/金額	ケア内容	給付金の受取人	限度	補足	支払い請求に必要な提出書類
	①共同購入品の破損・盗難補償	消費材が破損したとき(家族受取時も含む)盗難にあったとき(配達当日の午後9時までの発見)	被害実額200円(税込)以上の破損・盗難被害額 ※班値引きありの場合は値引き後の金額	・破損、盗難された消費材額	加入者本人	年3回まで ※4月～翌年3月分 1事由50,000円限度	・自宅玄関に入れるまでの破損です(但し個配で、玄関内で消費材を受け渡す場合は、受け渡し中のみ保障する)。班は配達翌日の荷受場所整理中の破損も含みます。破損とは使用に耐えないものとします。ドライアイスの不備、取り忘れによる解凍事故は対象外です。 ・盗難は荷受場所での盗難です(班の場合は他の組合員の取り間違いの有無確認が必要)。盗難の補償は配達当日21時までには発見。 ・特定できない人や動物による被害も含みます。 ・「盗難は3日以内」「破損は原則3日以内」にセンターへの連絡が必要(土日、休日をまたぐときは、その翌日まで)。 ・再発防止のための対策を記入して下さい。	C-1 ※配達明細表を添付(コピー可)
	②共同購入備品の破損・盗難補償	生活クラブで購入した受取容器(新班結成ストックープレゼントも含む)を、事故による破損や盗難により、再度購入したとき	購入額実費 ※班の場合は購入額実費×加入率(エッコロ加入者人数/班人数)	・再購入した同一の容器購入代	加入者本人 班の場合は代表者(申請者)	同一品年1回 ※4月～翌年3月分	・生活クラブ斡旋の受取容器に限る ※個配用シッパ、冷凍冷蔵用ストッカー(現在、製造終了につき牛乳ストッカーの斡旋は中止しています) ・同一品が既になくなっている場合や、価格改定している場合は、同一規格と同等レベルの購入代金を補償。同等よりレベルアップ品を購入する場合は、元々の購入費用分のみを補償。 ・破損は事故破損の場合のみです(老朽化による劣化破損は対象外)。	C-1 ※新しく購入した備品の集金明細のコピーを添付
	③共同購入預かり配達ケア	加入者本人が受け取り困難なときに、エッコロ加入者に消費材を預かってもらったり、配達ケアを受けたとき	預かり配達ケア 1回300円	・以下の理由で受取困難なときの消費材の預かり・配達 1)加入者本人の組合員活動中 2)加入者本人・家族の療養、本人の出産前後 3)加入者本人が家族の介護を行うとき 4)加入者の家族の葬儀や学校行事参加時 5)加入者の住宅災害時 6)その他の緊急時	ケア者	1)～6)合わせて年間上限3,000円(10回) ※4月～翌年3月分	・事由により受け取り困難となり手助けが必要な時のケアに限る ・家族で受取できるときは対象外 ・2)の「本人の出産前後」は、出産前(妊娠)から子ども1歳未満まで ・4)の「加入者の家族の葬儀」は、事由発生後2週間。家族の範囲は、同居する家族、または別居の3親等以内の親族。葬儀そのものの手伝いは保障対象外。 ・4)の「学校行事参加時」は、行事そのものの手伝いは保障対象外。 ・5)の「加入者の住宅災害時」は、加入者本人の居住する住宅に限る。 ・6)の「その他の緊急時」は、具体的な内容を記入。	C-2
	④日常的に受取困難な人への共同購入配達ケア	日常的に受取が困難な加入者本人が、エッコロ加入者に配達ケアを受けたとき	預かり配達ケア 1回300円	・以下の理由で受取困難なときの消費材の預かり・配達 1)加入者本人がハンディキャップ(障がい・慢性疾患)があるとき 2)加入者本人が高齢(65歳以上)であるとき	ケア者	年間上限9,000円(30回) ※4月～翌年3月分	・事由により受け取り困難となり手助けが必要な時のケアに限る。 ・個別配送が開始になっていない地域で、運転免許の返納、持病の悪化により外出困難など、荷受に出かけることが病気や高齢などで困難になったときに限る。 ・「ふれあい宅配」との併用はできません。	C-2
	⑤個配スタート時・新班結成時の受取容器代補助	個配スタート時、新班結成時に受取容器を購入したとき	個配 代金の実費 班 代金の実費×班加入率(エッコロ加入者人数/班人数)		加入者本人 班の場合は代表者(申請者)		・生活クラブ斡旋の受取容器に限る。 ※個配用シッパ、冷凍冷蔵用ストッカー(現在、製造終了につき牛乳ストッカーの斡旋は中止しています)。 ・1個のみ対象 ・申請は個配・班開始6ヶ月以内の組合員に限る。	C-1 ※新しく購入した備品の集金明細のコピー添付